

農業委員会だより

■ 発行人 飯山市農業委員会 会長 松永晋一
■ 編集 飯山市農業委員会 情報委員会

農業を活用した地域活性化の推進を

「人・農地プラン」の作成による地域農業の再生

市内どこの地区においても、農業者の高齢化・後継者不足が進んでいます。

地区によっては担い手への集積が進んではいますが、水路・農道等の維持管理等が新たな課題となっています。

「飯山市農業再生協議会」では農業委員会、JAの地区理事、地区担い手、区長等と共に地区農業再生マスタープラン（人・農地プラン）の作成に向けた作業部会（ワーキ

ンググループ）を立ち上げ、検討を行っており、一部の地区では地区農業の実態アンケート調査などの実施をしています。

この作業は、担い手へ農地集積し、規模拡大を図り、また耕作放棄地の抑制により食糧自給率を上げるという「人・農地プラン」により活用できる国の支援を受けながら、人・農地、人・施設そして地区・集落の維持を踏まえた「地域農業を活用した地区活性化プラン」として地区住民自らの手でまとめ上げ、住民皆で推進していくものです。

また、市ではその支援として、平成25年度「地区農業再生支援金（農業版輝く地域づくり支援金）」や、国の新規就農支援金対象には難しい青年農業者個人と新規

就農者の雇用を進める国の対象要件に満たない農業生産法人に対し、50万円を最大3カ年支援する制度（各一定の条件があります。）を予算化されており、4月15日に開催された「飯山市農業再生協議会総会」ではそれらも積極的に活用し、推進していくことが事業計画として承認されました。

「飯山市農業再生協議会」の地区組織としての「地区農業再生センター」、その作業部会（ワーキンググループ）には農業委員が地区会長や座長として積極的に関わり、プランをまとめていきますので、各地区の皆さんのご協力をお願いいたします。



老後生活の備えは
農業者年金の加入から

◎ 加入できる方

- ・ 国民年金の第1号被保険者である者
- ・ 60歳未満の者
- ・ 年間60日以上農業に従事する者

※配偶者や後継者など家族従事者も加入できます。

◎ 積立方式のため保険料は自分で決定

毎月の保険料は2万円から6万7千円の間で、千円単位で自由に決められ、農業経営の状況や将来設計に応じて、いつでも保険料の見直し、変更ができます。

◎ 80歳まで保証付き

年金は生涯支給されますが、80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった年金額を、また65歳前（年金受給前）に亡くなった場合には、

死亡一時金を遺族の方が受け取れます。

◎ 農業者年金ならではの特別メリット

支払った保険料は、全額が所得税等の社会保険料控除の対象になります。また受け取る年金は公的年金控除の対象になります。

◎ 加入や脱退は自由 加入や脱退はいつでも自由になります。

◎ 保険料への助成制度があります

60歳までに20年以上加入することが見込まれ、その他の定められた条件を満たした場合、基本保険料（2万円）のうち国から2割～5割の助成を受けることができます。

詳しくは、農業委員、農業委員会事務局（☎ 311-1内線261）



飯山市農業再生協議会総会

菜の花公園

13.5
No.200

家族経営でおいしい米づくり



今清水さん(常盤)

笑

顔で迎えてくれた今清水嘉代さん、由かりさん、達洋くんは、常盤の稲作農家で頑張る3人姉弟です。

以前は両親と次女由かりさんの3人で農業をしていましたが、農繁期になると、仕事の間合わないこともあり、休みの日に手伝いをしていましたが、外で体を動かすことや、汗をかいたり、農業の楽しさを体で感じる事ができる毎日に魅力を感じ仕事をやめ、一緒に農業をしようと戻ってきました。と長女の嘉代さん。

長男の達洋くんは農業大学校を卒業し専門知識を学び今年から家に入り皆と一緒に頑張っています。

「田んぼはまだまだ増えて大丈夫!」
これから、たくさん農業問題にぶつかるともありませんが、マイペースに家族みんな力を合わせて頑張っていきます。
食べてくれた人が美味しいと笑顔になってくれる米づくりを目標にまだまだ「百姓」にも満たないですが、「百姓」目指して頑張ります。

(3・4月の活動記録)

- 3/14 農業委員会役員会
- 15 長野県常任会議員会議
- 21 農地相談
- 22 長野県農業会議定期総会
- 27 農業委員会総会・学習会
- 4/9 農業委員会役員会
- 15 飯山市農業再生協議会総会
- 26 農業委員会総会・学習会



あしあと



農地の転用・売買・賃借等は許可を受けてから

自分の農地だから、許可を受けたり届出をしなくても自由に売ったり、貸したり、転用しても良いと思いませんか? それには農地法の許可が必要です。

- 農地の売買・賃借等 (農地法3条許可)
 - ・農地を農地として「売買したい」「贈与したい」「貸し借りしたい」場合は農地法の3条申請・許可が必要です。
- ⑨ 手続きのない貸し借り、売買は農地法上無効であり、トラブルの元となります。
 - ・「相続」による所有権移転の場合は「許可不要」ですが、届け出が必要となります。
- 農地の転用(農地法4条・5条許可)
 - ・農地を農地以外のもの(宅地・倉庫・雑種地等)に転用
 - ① 4条申請・許可(自分の農地を自分で転用)
 - ② 5条申請・許可(転用目的で売買・賃借)
 - ⑨ その農地が「農業振興農用地」に指定されている場合は原則転用できません。
- 農地の権利設定(農地の賃借)
 - ・農地を農地として賃借する場合は、「農業経営基盤強化促進事業」による利用権設定を利用すると簡単な手続きで貸し借りできます。

許可にあたっては、それぞれの一定の規定があります。
お問い合わせ
農業委員会事務局 ☎ 62-3111

農地の売買、ご相談ください

ご相談は・・・(財)長野県農業開発公社へ

◎農地を買いたい方

- ・登録免許税1.5%が0.8%に軽減されます。
- ・不動産取得税が2/3相当に軽減されます。
- ・一定期間公社より借受後、取得することも可能です。
- ※農地売却代金の1.5%の公社手数料がかかります。

◎農地を売りたい方

- ・譲渡所得が800万円まで特別控除されます。(買入協議制度を活用した場合1,500万円まで特別控除)
- ※農地売却代金の3%または3.6%の公社手数料がかかります。※適正な価格で契約できます。

農業開発公社が売買する農地は農業振興地域の農用地区域が対象です!

お問い合わせは
(財)長野県農業開発公社 北信支所(北信地方事務所農政課内)
☎0269-22-3111(内線317)
飯山市農業委員会事務局(飯山市役所農林課内)
☎62-3111(内線261)

農業者年金を受給されている方へ 現況届の提出を忘れずに

現況届の用紙は5月末頃に、基金から直接、受給権者本人あてに送付されます。

現況届は6月1日から6月30日までに、市役所内の農業委員会へ提出してください。提出がない場合は年金の支払いが差し止められる場合がありますのでご注意ください。